

イーストスプリング・ベトナム株式ファンド

愛称: $+ \alpha$ ベトナム(プラスアルファベトナム)

A Prudential plc (UK) company

追加型投信/海外/株式

月次運用レポート(販売用資料)

作成基準日: 2025年9月30日

設定日: 2022年7月29日

決算日: 毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日)

信託期間:無期限

基準価額・純資産総額の推移/ファンドの運用状況



- ※基準価額は、信託報酬(後掲の「ファンドの費用」をご参照ください)控除後の数値です。 ※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと して計算しています。
- ※ファンドの期間別騰落率は、基準価額(分配金再投資)をもとに計算しています。
- ※為替レートの期間別騰落率は、一般社団法人投資信託協会が発表する為替レートに基づき イーストスプリング・インベストメンツ作成(参考データ)。
- ※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

2025年9月30日現在

基準価額: 12.738 円 前月末比: -287 円 純資産総額: 63.5 億円 前月末比: -2.1 億円

ᄪᄩᆄᄷᄷ

期間別騰洛举				
	ファンド			
1ヵ月	-2.2%			
3ヵ月	18.6%			
6ヵ月	12.1%			
1年	10.6%			
3年	30.6%			
設定来	27.4%			

くこ 参考 ノ 局質 臑洛平				
	ドン(対円)			
1ヵ月	1.1%			
3ヵ月	1.6%			
6ヵ月	-3.6%			
1年	-2.8%			
3年	-7.2%			
ファンド 設定来	-2.2%			

分配の推移(1万口当たり、税引前)

24 GC HD	第1期	第2期	第3期	
決算期	2023/7/25	2024/7/25	2025/7/25	
分配金	0 円	0 円	0 円	
決算期				設定来累計
分配金				0円

[※]分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

主要な資産の組入状況

イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンド クラス」 96.9% イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型 I (適格機関投資家向け) 0.1% 現金・その他 3.1%

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。

※四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。 また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

英国プルーデンシャル社は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開している プルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるプルーデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。



イーストスプリング・ベトナム株式ファンド

愛称: +αベトナム

追加型投信/海外/株式

月次運用レポート(販売用資料)

作成基準日: 2025年9月30日

投資先ファンド:「イーストスプリング・インベストメンツ-ベトナム・エクイティ・ファンド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率
現物株式	98.4%
デリバティブ等	0.0%
現金・その他	1.6%
組入銘柄数	43

組入上位10業種

業種	比率
銀行	31.3%
金融サービス	15.1%
不動産管理·開発	13.8%
素材	10.4%
食品・飲料・タバコ	7.1%
資本財	6.0%
ソフトウェア・サービス	5.8%
運輸	3.3%
一般消費財・サービス流通・小売り	2.5%
耐久消費財・アパレル	1.4%

組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率	銘柄の概要
1	ホアファットグループ	素材	9.4%	鉄鋼、農業、不動産などの事業に従事する。
2	ベトナム産業貿易商業銀行	銀行	8.3%	各種商業銀行サービスを提供する。元4大国営商業銀行のひとつ。
3	SSIセキュリティーズ	金融サービス	6.8%	証券関連業務を手掛けるベトナムの大手証券会社。
4	FPT	ソフトウェア・サービス	5.8%	ソフトウェア開発や通信・インターネットサービスに携わるIT企業。
5	アジア・コマーシャル銀行	銀行	4.8%	預金業務と商業銀行業務を手掛けるベトナムで事業を展開する銀行。
6	軍隊商業銀行	銀行	4.8%	個人および機関投資家に対し商業銀行サービスやデリバティブ商品を提供 する。
7	カンディエン不動産	不動産管理・開発	4.5%	不動産コンサルティングや建設サービスも提供する不動産開発会社。
8	ベトナム外商銀行	銀行	3.8%	ベトナムに本拠を置き各種銀行サービスを提供する金融機関。
9	VNダイレクト証券	金融サービス	3.6%	ベトナムで、証券仲介業や投資銀行業務等の各種サービスを提供する証券 会社。
10	マッサングループ	食品・飲料・タバコ	3.3%	食品・飲料、鉱業、金融事業などを手掛けるコングロマリット(複合企業)。

^{※「}資産別組入状況」の現金・その他には未収・未払金が含まれます。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。 また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

[※]比率は、イーストスプリング・インベストメンツ - ベトナム・エクイティ・ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

[※]業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じています(一部イーストスプリング・インベストメンツの判断に基づく分類を採用)。

なお、GICSに関しての知的財産権は、MSCI Inc.およびS&Pにあります。
※銘析名は、イーストスプリング・インベストメンツが翻訳したものであり、発行体の正式名称と異なる場合があります。

[※]銘柄の概要は、組入銘柄の紹介を目的としてイーストスプリング・インベストメンツが作成したものであり、特定の銘柄の推奨や将来の値動きを示唆するものではありません。



イーストスプリング・ベトナム株式ファンド

愛称: +αベトナム

追加型投信/海外/株式

月次運用レポート(販売用資料)

作成基準日: 2025年9月30日

運用コメント

【投資環境】

9月、ベトナム株式市場は、国際的なインデックス算出機関による新興国市場への格上げ発表の可能性を背景に上昇基調を続けていましたが、利益確定の売りに押されて下落しました。

セクター別では、不動産、ヘルスケア、資本財・サービスなどが市場を上回るパフォーマンスであった一方、IT、金融、公益などは市場を下回るパフォーマンスとなりました。

為替市場では、ベトナムドンは対米ドルで下落しましたが、対円では上昇しました。

【運用経過】

当月の基準価額は下落しました。ホーチミンシ市での大型不動産開発プロジェクトによる収益拡大への期待が高まった不動産株などの保有がプラス要因となった一方、7-9月期にホーチミン証券取引所での売買シェアが低下したとの予想を受けて証券株などの保有などがマイナス要因となりました。

当月は、相対的な株価の割安度の変化等を考慮してポートフォリオの構築を行い、金融緩和政策や財政支出の拡大などを受けて不動産株および素材関連株などの比率を引き上げました。

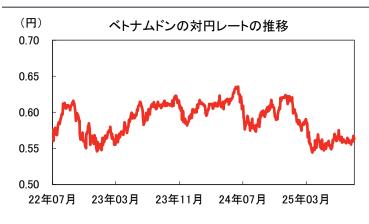
【今後の見通し】

7-9月期の実質国内総生産(GDP)成長率は前年同月比+8.23%となり、2011年以来の高い伸びを記録しました。9月の小売売上高は8月に続き好調を維持し、前年同月比+11.3%の増加となるなど個人消費の堅調さが続いています。こうした中、9月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比+3.38%と引き続き落ち着きを示しています。海外直接投資(FDI)は支払いベースで9月には前年同月比+6.8%の増加となり、鉱工業生産指数も同+13.6%の伸びを示すなど、製造業セクターが引き続き活発な動きを見せています。

ベトナム株式市場については、25年度の上場企業の利益成長率について前年比+15-18%と見込んでいることから、慎重ながらも楽観的な見通しをもっています。また、2026年9月からベトナム市場がフロンティア市場からFTSEラッセル新興国株式市場に格上げされることが正式に発表され、今後外国投資家からの資金流入が期待されます。当ファンドでは、引き続き関税政策の直接的な影響が小さい内需関連の割安な優良銘柄を中心に投資を行っていきます。

- ※運用コメントは作成時点での投資環境や今後の見通しを示したものであり、将来の運用成果や市場動向を保証するものではありません。 また、将来の市場環境の変動等により、その内容が予告なく変更される場合があります。
- ※運用コメントは、イーストスプリング・インベストメンツ ベトナム・エクイティ・ファンドの運用を担当するファンド・マネジャーのコメントをもとにイーストスプリング・インベストメンツが作成したものです。

ご参考





- ※為替レートの推移は、一般社団法人投資信託協会が発表する為替レートに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成(100ベトナムドンの対円レート)。 ※ベトナムVN指数*(ベトナムドン・ベース)の推移は、Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。
- ※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。
- *ベトナムVN指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はホーチミン証券取引所に帰属します。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。 また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

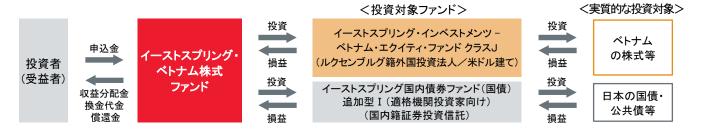
ファンドの特色

1 主として、ベトナムの株式に投資を行います。

- 「イーストスプリング・インベストメンツ ベトナム・エクイティ・ファンド クラスJ」(以下「ベトナム・エクイティ」ということがあります。)に投資します。
- ▶「ベトナム・エクイティ」は、ベトナムで設立または上場している企業、主にベトナムにおいて事業展開を行っている企業、収益の相当部分をベトナムで得ている企業、子会社または関連会社が収益の相当部分をベトナムで得ている企業の株式を主要投資対象とします。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- 原則として、「イーストスプリング・インベストメンツ ベトナム・エクイティ・ファンド クラスJ」への投資比率を高位に保ちます。



「ベトナム・エクイティ」の運用は、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール) リミテッドが行います。

- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドはアジアの株式運用に関する豊富な経験を最大限活用して運用を行います。
- 3 外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
- ▶ 当ファンドは実質的にベトナムの株式に投資するため、その基準価額は株式の値動きに加え、主に円対ベトナムドンの為替相場の動きに影響を受けます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社について

175年以上の歴史を有する 英国の金融サービスグループの一員です。

- イーストスプリング・インベストメンツ 株式会社は、1999年の設立以来、日 本の投資家のみなさまに資産運用 サービスを提供しています。
- イーストスプリング・インベストメンツ 株式会社の最終親会社は、アジア・ アフリカ地域を中心に業務を展開しています。
- ▶ 最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2025年1月末現在、アジアでは16の国や地域で生命保険および資産運用を中心に金融サービスを提供しています。

<充実したアジアのネットワーク>



投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、 当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、 外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本 が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことが あります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



為替変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の 価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。





新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があり、政治、経済、国家財政 の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投 資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。

(注)基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ●金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付けを取消すことがあります。
- ●分配金は計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
- ●税制が変更されたときには、基準価額が影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度 等は将来変更される場合があります。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

イーストスプリング・ベトナム株式ファンド 愛称: + α ベトナム 追加型投信/海外/株式

を行わないことがあります。また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。 信託金の限度額 500億円 公 告 日本経済新聞に掲載します。 運 用 報 告 書 委託会社は、年1回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。 課 税 関 係 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合が	お申込メモ	
膜 入 代 金 お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。 接 金 単 位 販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 接 金 何 額 換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。 接 金 代 金 接金の受付日から起算して原則として営業日目からお支払いします。 購入・換金申込 営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みはできません。 ①ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日 ②ルクセンブルグの銀行休業日 ⑤・部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日なお、上記以外に委託会社の判断により、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。 原則として午後3時30分までに、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。 原則として午後3時30分までに、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。 原則として午後3時30分までに、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。 原則として午後3時30分までに、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。 なお、上記以外に委託会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせださい。 (信託財産の金管理を円滑に行うため、また信託財産の効率的な運用を維持するため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、一定の金額または純資産総額に対し一定の比率を超える大口の換金に制限を設ける場合があります。 を設ける場合があります。 金間商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを取消して受け付き取消すこと、またはその両方を行うことがあります。 の中止及び取消し 信 託 期 間 無期限(2022年7月29日設定) 以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合 「他業日の場合は、収益分配金の再投資が可能です。 信託金の限度額 500億円 公 告 毎年7月25日(休業日の場合は収置業日) 原則として年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配金の再投資が可能です。 信託金の限度額 500億円 公 告 書を託会社は、年1回の決算時は、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配金の再投資が可能です。 信託金の限度額 500億円 公 告 書を託会社は、年1回の決算時および信還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。 課 税 関 係	購 入 単 位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金 単 位 販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 換金 の 類 換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。 換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。 増金の受付日から起算して原則として8営業日目からお支払いします。 営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みはできません。 ①ルクセンブルグの金融商品取引所の体場日 ②ルクセンブルグの銀行休業日 ③ペトナムの金融商品取引所の体場日 ②ルクセンブルグの銀行休業日 ⑤一部解約金の支払い等に支煙を来すおそれがあるとして委託会社が定める日なお、上記以外に委託会社の判断により、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。 原則として午後3時30分までに、購入・換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせぐださい。 横金 制限 信託財産の資金管理を円滑に行うため、また信託財産の効率的な運用を維持するため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、一定の金額または純資産総額に対し一定の比率を超える大口の換金に制限を設ける場合があります。 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止をの他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを申止すること、すでに受付けたお申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。 信託 期間 無期限(2022年7月29日設定) 以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合 取 第 日 毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日) 取 益分配 原則として年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金を行かないことがあります。また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金を行かないことがあります。また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金を行かないことがあります。また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金を行かないことがあります。	購入 価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金 価 額 換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。 換金の受付日から起算して原則として8営業日目からお支払いします。 開入・換金申込 営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みけできません。 ①ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日 ②ハクセンブルグの銀行休業日 ③ペトナムの金融商品取引所の休場日 ②ハクセンブルグの銀行休業日 ⑤ 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日なお、上配以外に委託会社の判断により、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。 原則として午後3時30分までに、購入・換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社によりして今後3時30分までに、購入・換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社により下場の中止及び取消し 信託財産の資金管理を円滑に行うため、また信託財産の効率的な運用を維持するため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、一定の金額または純資産総額に対し一定の比率を超える大口の換金に制限を設ける場合があります。 成正財産の資金管理を円滑に行うため、また信託財産の効率的な運用を維持するため、当ファンドの残高規模、市場の活動性の状況等によっては、一定の金額または純資産総額に対し一定の比率を超える大口の換金に制限を設ける場合があります。 近京財産の政党付けを中止すること、すでに受付けたお申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。 ① 信託財産の資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ② 受益者のため有利であると認める場合 ③ やむを得ない事情が発生した場合 次 算 日 毎年7月25日(休業日の場合には、受託会社と合意のうえ、緑上償還を行うことがあります。 ① 信託財産の組資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ② 受益者のため有利であると認める場合 ③ やむを得ない事情が発生した場合にとなった場合 ② 受益者のため有利であると認める場合 ⑤ 中本経済新聞に掲載します。 原則として年1回の決算時に、収益分配金を行います。 原則として年1回の決算時に、収益分配金を行います。 原則として年1回の決算時に、収益分配金の限度額 500億円 日本経済新聞に掲載します。 日本経済新聞に掲載しまった。 日本経済新聞に掲載しまった。 日本経済新聞に対しませた。 日本経済新聞に掲載しまった。 日本経済新聞に掲載しまった。 日本経済新聞に掲載します。 日本経済新聞に掲載しまった。 日本経済新聞に対しまればいまりにあります。 日本経済新聞に対しませた。 日本経済新聞	購 入 代 金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金代金 換金の受付日から起算して原則として8営業日目からお支払いします。 購入・換金申込 営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みはできません。 ① ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日 ② ハクセンブルグの銀行休業日 ③ ペトナムの金融商品取引所の休場日 ② ハナムの銀行休業日 ⑤ 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日	換 金 単 位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
購入・換金申込 営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みはできません。 受付不可日 ①ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日 ②ルクセンブルグの銀行休業日 ③ペトナムの金融商品取引所の休場日 ④ペトナムの銀行休業日 ⑤一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日なお、上記以外に委託会社の判断により、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。 申込締切時間 原則として午後3時30分までに、購入・換金申込受付不可日とする場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせください。 模金制限 信託財産の資金管理を円滑に行うため、また信託財産の効率的な運用を維持するため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、一定の金額または純資産総額に対し一定の比率を超える大口の換金に制限を設ける場合があります。 購入・換金申込受付の中止及び取消しを設けの中止及び取消したの中止及び取消したの中止及び取消したの共享に対していたがあります。 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。 イ富 託 期間	換 金 価 額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
受付不可日	換 金 代 金	換金の受付日から起算して原則として8営業日目からお支払いします。
③ベトナムの金融商品取引所の休場日 ④ベトナムの銀行休業日 ⑤一部解約金の支払い等に支陸を来すおそれがあるとして委託会社が定める日なお、上記以外に委託会社の判断により、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。 即 込 締 切 時 間 原則として午後3時3の分までに、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。 原則として午後3時3の分までに、購入・換金申込受付かる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社に訪問い合わせください。 操 金 制 限 信託財産の資金管理を円滑に行うため、また信託財産の効率的な運用を維持するため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、一定の金額または純資産総額に対し一定の比率を超える大口の換金に制限を設ける場合があります。 購入・換金申込受付 の中止及び取消し 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。 信 託 期 間 無期限(2022年7月29日設定) 緑 上 償 還 以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ① 信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合 決 算 日 毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日) 収 益 分 配 原則として年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配金の再投資が可能です。 信託金の限度額 500億円 公 告 日本経済新聞に掲載します。	購入・換金申込	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みはできません。
(多) 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日なお、上記以外に委託会社の判断により、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。 即 込 締 切 時 間	受付不可日	①ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日 ②ルクセンブルグの銀行休業日
中込 締 切 時 間		
申込 締 切 時 間 原則として午後3時30分までに、購入・換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせください。		
申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせください。 換金制限 信託財産の資金管理を円滑に行うため、また信託財産の効率的な運用を維持するため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、一定の金額または純資産総額に対し一定の比率を超える大口の換金に制限を設ける場合があります。	th 13 64 LT 0+ 88	
市場の流動性の状況等によっては、一定の金額または純資産総額に対し一定の比率を超える大口の換金に制限を設ける場合があります。	甲心締切時间	申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社に
の中止及び取消し 込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。 信 託 期 間 無期限(2022年7月29日設定) 繰 上 償 還 以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合 決 算 日 毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日) 収 益 分 配 原則として年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。 信託金の限度額 500億円 公 告 日本経済新聞に掲載します。 運 用 報 告 書 委託会社は、年1回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合が	換金制限	市場の流動性の状況等によっては、一定の金額または純資産総額に対し一定の比率を超える大口の換金に制限
繰 上 償 還 以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③ やむを得ない事情が発生した場合 決 算 日 毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日) 収 益 分 配 原則として年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。 信託金の限度額 500億円 公 告 日本経済新聞に掲載します。 運 用 報 告 書 委託会社は、年1回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。 課 税 関 係 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合が		
①信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③ やむを得ない事情が発生した場合 決 算 日 毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日) 収 益 分 配 原則として年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。 信託金の限度額 500億円 公 告 日本経済新聞に掲載します。 運 用 報 告 書 委託会社は、年1回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。 課 税 関 係 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合が	信託期間	無期限(2022年7月29日設定)
収 益 分 配 原則として年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。 信託金の限度額 500億円 公 告 日本経済新聞に掲載します。 運 用 報 告 書 委託会社は、年1回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。 課 税 関 係 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合が		①信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合
を行わないことがあります。また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。 信託金の限度額 500億円 公 告 日本経済新聞に掲載します。 運 用 報 告 書 委託会社は、年1回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。 課 税 関 係 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合が	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日)
佐 日本経済新聞に掲載します。 運用報告書 委託会社は、年1回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。 課税 関係 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合が	収益分配	
運用報告書 委託会社は、年1回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合が	信託金の限度額	500億円
課税 関係 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合が		日本経済新聞に掲載します。
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合が		委託会社は、年1回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
あります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。	はいまいます。 これでは、 これでも、 こもでも、 こもでも、 こもでも、 こもでも、 こもでも、 こもで	公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

[※]詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

イーストスプリング・ベトナム株式ファンド 愛称: + α ベトナム 追加型投信/海外/株式

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	換金の受付日の翌堂業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	に同及び アンスニッ の 支 川						
運用管理費用		純資産総額に対して年率0.539%(税抜0.49%)					
(信託報酬等)		計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎					
		計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末ま					
	当ファンド①	たは信託終了時に支払われます。					
	377711	<当ファンド①の配分>					
		委託会社 年率0.2585%(税抜0.235%)					
		販売会社 年率0.2585%(税抜0.235%)					
		受託会社 年率0.022%(税抜0.02%)					
	投資対象とする	左或0.450/ 和曲					
	投資信託証券②	年率0.45%程度					
	実質的な負担	年率0.989%程度(税込)					
	(1) + 2)	十平0.30370柱及(优达)					
その他の費用・	信託事務の処理等	に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総					
手 数 料	額に対して年率0.10	%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期間の					
	最初の6ヵ月終了日	(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末または信託終了時に支払われます。					
	また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等						
	についても信託財産から支払われます。						
	「その他の費用・手	数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。					

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社およびファンドの関係法人 委託会社およびその他の関係法人の概要は以下の通りです。

委 託 会 社 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号

加入協会 一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会

当ファンドの委託会社として信託財産の運用業務等を行います。

受 託 会 社 **三菱UFJ信託銀行株式会社**

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務等を行います。

販売会社に関しては、次ページをご覧ください。

販売会社は、当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、換金に関する事務、収益分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

販売会社一覧 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求、お申込先

金融商品取引業者等		登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
株式会社SBI証券	0		関東財務局長(金商)第44号	0		0	0
松井証券株式会社	0		関東財務局長(金商)第164号	0		0	
マネックス証券株式会社	0		関東財務局長(金商)第165号	0	0	0	0
三菱UFJ eスマート証券株式会社	0		関東財務局長(金商)第61号	0	0	0	0
楽天証券株式会社			関東財務局長(金商)第195号	0	0	0	0
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)		0	関東財務局長(登金)第633号	0			
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)(インターネット専用)		0	関東財務局長(登金)第10号	0		0	
PayPay銀行株式会社		0	関東財務局長(登金)第624号	0		0	
株式会社三菱UFJ銀行(インターネット専用)		O	関東財務局長(登金)第5号	Ö		Ö	0

[※]上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。また、金融商品仲介業者を含むことがあります。

照会先:

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

TEL.03-5224-3400

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページアドレス https://www.eastspring.co.jp/

ご留意事項

〇当資料は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が、当ファンドの参考となる情報の提供およびその内容やリスク等を説明するために作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。〇当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。〇当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。〇当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したものです。数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。〇投資信託は、預貯金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。〇ご購入の際は、あらかじめ販売会社がお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を必ずご確認のうえ、投資のご判断はご自身でなさいますようお願いいたします。